

警戒区域内に居住し、原発事故により避難を余儀なくされ、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 相続人の範囲

申立人らと被申立人は、平成23年10月〇日に〇〇県〇〇市にて死亡した申立人X3の相続人が申立人X1、申立外A及び同Bの3人であることを相互に確認する。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害の賠償について和解することとし、下記以外については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 平成23年9月1日から平成23年11月30日までの期間に生じた次の損害

(1) 避難費用（生活費増加費用）	72,634円
(2) 一時立入等費用	136,100円
(3) その他（葬儀費用等）	688,000円
- 2 平成23年3月11日から同年11月30日までの期間に生じた自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の損害

申立人X1分	540,000円
申立人X2分	540,000円

（※個別事情加算込みの金額）
- 3 死亡した申立人X3に係る下記損害

(1) 生命・身体的損害	161,180円
(2) 申立人X3の死亡慰謝料及びその家族に対する慰謝料	6,000,000円

(3) 平成23年3月11日から同年10月〇日までの期間に生じた自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の損害

	680,000円
--	----------

（※個別事情加算込みの金額）

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項に掲げる損害の賠償についての和解金として8, 817, 914円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第2項2及び同項3(3)記載の精神的苦痛の損害(同項記載の期間に限る。)については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年2月26日

(仲介委員 古田啓昌)